

15. 8. 25
460

以、次の條件を工場長へ更迭させたこと但し工場員は工場員より会社役員
ヲナシ、退職者を出し、退職金ハ元金トスルニシテ以、退職者
ニ対シテハ会社所定、退職手当金ヲ給與スルノ外尚特
以、給與限リ一人ニ付金四百円ヲ一時ニ給與ス
五、労働中 (六日傍若七日、九日、十日介)ノ給料ハ半額給與スヘキコト
六、労働費用トシテ会社ニ於テ金二千円ヲ支拂フヘキコト
七、未了労働解決ノ上ハ在日午後六時全員快ヨリ就業スヘキコト
八、労働労働者ノ右ノ條件ニ於テ相方調停相違シ候ニ付テハ、該
労働者署名捺印シテ各一週ヲ預置スルニシテ也
大正十五年八月十日午前十一時三十分青木直治ノ役所ニ於テ作之

労働券第一八七三號

大正十五年八月二十日
警視總監 大田政弘

内務大臣 濱口雄幸殿
社會局長官長岡隆一郎殿
京都、大阪、神奈川、兵庫、愛知
福岡、千葉、埼玉、各府縣長官殿

青木染工場職工待遇改善歎願書提出ノ件

本所区標島横川町一所在標記工場(青木直治ノ個人経営)ハ職工二〇九名(内女二〇名)ヲ使傭シ外國